



顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

子ども・子育て支援金

令和8年4月分の社会保険料から「子ども・子育て支援金」の徴収が始まります。子ども・子育て支援金は、少子化対策の財源として、健康保険料に上乘せする形で給与から控除されます。

・給与処理での計算方法

子ども・子育て支援金は、健康保険の標準報酬月額に保険料率（支援金率：令和8年度は0.23%）を掛けて算出します。算出した金額を従業員と事業主で半分ずつ負担します。

・給与明細への表示

「子ども・子育て支援金」の項目を追加し健康保険料と別けて表示する、または、健康保険料と合算して表示する方法があります。

・賞与

給与から控除する場合と同様に、賞与額に保険料率（支援金率）を掛けて算出した額の半分为控除します。

法人の役員である個人事業主等に係る被保険者資格の取扱いについて

法人の役員である個人事業主等に係る被保険者資格の取扱いについて、明確化されました。

これは、社会保険料の削減を目的に、個人事業主等が役員報酬を上回る金額の会費等を法人に対して支払うことで、当該法人の役員として社会保険の資格を取得させるような場合が該当します。

法人に使用されている実態がないと年金機構、健康保険組合等から判断された場合は被保険者の資格を喪失することになります。

・法人の役員としての被保険者資格を判断する基準

①その業務が実態において法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供であるか。

以下のような場合は該当しないものとして扱われます。

- ・役員会等に出席しているが、他の役員への連絡調整や職員に対する指揮監督に従事していない場合
- ・当該法人において求めに応じて意見を述べる立場にとどまっている場合 等

②その報酬が当該業務の対価として当該法人より経常的に支払いを受けるものであるか。

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。